

## 報告第12号

### 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	財政局	26. 3. 20	円 78,750	平成25年12月17日、多摩区菅北浦3丁目13番駐車場で、本市軽ライトバンが、駐車しようとして後退した際、被害者所有の駐車場の防護柵に接触し、破損させたもの
2	環境局	26. 2. 26	円 91,875	平成25年12月24日、川崎区南町5番地6先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようとして後退した際、被害者所有の街灯に接触し、破損させたもの
3	環境局	26. 3. 24	円 36,750	平成25年11月25日、川崎区渡田1丁目17番3号マンション構内で、本市中型ごみ収集車が、作業を終え、後退しようとした際、運転操作を誤って前進したため、被害者所有のマンションの外壁に接触し、破損させたもの
4	環境局	26. 3. 30	円 30,000	平成24年12月30日、中原区下小田中2丁目13番6号先路上で、本市小型ごみ収集車が、前方から走行してきた車両を通過させようと左に寄った際、被害者所有のブロック塀に接触し、破損させたもの
5	健康福祉局	26. 4. 18	円 798	平成26年3月26日、中原区木月3丁目37番先路上で、本市軽ライトバンが、左側に車線変更しようとした際、駐車していた被害者所有の冷蔵冷凍車に接触し破損させたもの

6	幸区役所	26. 4. 23	円 25,704	平成26年4月4日、幸区下平間248番地ガソリンスタンド敷地内で、本市道路パトロール車が、給油をしていた際、誤って発進したため、被害者所有の給油ホースを破損させたもの
7	消防局	26. 3. 1	円 1,649,134	平成25年9月6日、幸区中幸町2丁目31番地先交差点で、一時停止していた本市消防車が、ブレーキの踏込みが不十分であったため後退し、被害者運転の原動機付自転車に接触し、破損させ、及び被害者を負傷させたもの
8	消防局	26. 4. 15	円 115,500	平成25年12月16日、高津区野川3,949番地敷地内で、本市救急車が、移動しようとした際、被害者所有の手すりに接触し、破損させたもの
9	経済労働局	26. 2. 19	円 737,734	平成25年4月6日、中央卸売市場北部市場西側1号棟1階水道加圧ポンプ室の排水口が詰まり、雨水があふれ、隣接する倉庫に漏出したため、被害者所有の商品を汚損させたもの
10	環境局	26. 3. 27	円 252,000	平成25年10月9日、幸区小向西町1丁目1番地3敷地内で、本市職員が、ごみの収集作業中、被害者所有のコンテナボックスを破損させたもの
11	環境局	26. 5. 1	円 1,448,041	平成22年1月13日、王禅寺処理センターの煙突上部の踊り場にある排水口が詰まっていたため、当該踊り場にたまったさびを含んだ雨水が、強風により当該処理センターの周辺に飛散し、被害者所有の次の物件を汚損させたもの
12	環境局	26. 5. 2	円 126,451	建物の外壁等及び普通乗用車（被害者(ア)） 建物の外壁等（被害者(イ)）
13	健康福祉局	26. 1. 20	円 63,919	平成24年8月10日、麻生区片平1,517番地10敷地内で、市の委託事業によるサッカー教室を実施中、指導者の蹴ったボールが、被害者所有のデジタルビデオカメラに当たり、破損させ、及び被害者を負傷させたもの
14	建設緑政局	26. 1. 29	円 12,500	平成25年9月20日、川崎区観音1丁目9番3号先路上で、被害者が、支柱下部が腐食していた警戒標識に触れていたところ、当該警戒標識が倒れて被害者に当たり、負傷させたもの
15	建設緑政局	26. 2. 14	円 4,743,050	平成22年12月3日、二ヶ領本川で、水門が、適切に開かなかったため、河川の水があふれ、被害者(ア)が所有し、及び被害者(イ)が所有し、又は管理する次の物件を損傷等したもの
16	建設緑政局	26. 3. 24	円 5,691,371	建物（被害者(ア)） 建物、エアコン等（被害者(イ)）

17	建設緑政局	26. 3. 27	円 142,800	平成25年11月26日、中原区荻宿15番10号先水路敷で、枯れていた樹木が、強風により根元から折れ、隣接する被害者所有のフェンスを破損させたもの
18	建設緑政局	26. 3. 28	円 93,365	平成24年12月6日、宮前区東有馬2丁目15番19号先路上で、被害者運転の小型乗用車が、破損していた側溝のグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが跳ね上がり、当該小型乗用車を破損させたもの
19	建設緑政局	26. 3. 31	円 169,050	平成25年11月11日、中原区荻宿1番4号敷地内で、本市が管理する河川管理用通路の樹木の枝が、被害者所有のアパートまではみ出して伸び、当該アパートの屋根及び雨どいを破損させたもの
20	建設緑政局	26. 3. 31	円 647,472	平成25年12月23日、多摩区西生田4丁目20番40号先路上で、被害者所有の普通トラックが、側溝のグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが変形していたため跳ね上がり、当該普通トラックを破損させたもの
21	宮前区役所	26. 1. 30	円 58,380	平成25年9月18日、宮前区水沢2丁目2番26号先道路敷で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、駐車していた被害者所有の小型乗用車に当たり、破損させたもの
22	教育委員会	26. 3. 4	円 549,280	平成16年2月3日、市立学校の教室で、授業時間中に、被害者が他の児童と争っている際に転倒し、前歯2本を破折する等の負傷をしたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
96	24.6.22	川崎高等学校及び附属中学校等新築電気設備工事	川崎市川崎区池田二丁目 2番3号 京急・光陽・寿共同企業 体 代表者 京急電機株式会社 代表取締役 中山 伸 構成員 株式会社 光陽電業社 代表取締役 赤池 幸男  構成員 株式会社 寿電興 代表取締役 渡邊 栄理子	契約金額 958,411,650 円	契約金額 986,349,090 円	26.4.30	川崎市工事請負契約約款第26条第1項から第3項及び第8項の規定により、増額の変更を行うものである。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
19	25.3.19	塚越住宅 新築工事	川崎市高津区末長一丁目 45番28号 大藤・千葉共同企業体 代表者 株式会社 大藤建設 代表取締役 安藤 大樹 構成員 千葉建設株式会社 代表取締役 千葉 昇	契約金額 640,918,560 円	契約金額 677,166,600 円	26.3.20	川崎市工 事請負契約 約款第26 条第6項か ら第8項の 規定により、 増額の変更 を行うもの である。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
20	25.3.19	幸区役所 庁舎改築 工事	<p>横浜市都筑区中川1丁目 4番1号 東急・ハヤカワ・沼田・ 高橋共同企業体 代表者 東急建設株式会社 取締役社長 飯塚 恒生</p> <p>構成員 株式会社 ハヤカワ 代表取締役 早川 祐樹</p> <p>構成員 沼田工業株式会社 代表取締役 沼田 順一郎</p> <p>構成員 高橋建設興業株式会社 代表取締役 高橋 達也</p>	<p>契約金額 2,151,975,000 円</p> <p>完成期限 平成26年 12月15日</p>	<p>契約金額 2,196,125,400 円</p> <p>完成期限 平成27年 2月27日</p>	26.3.28	<p>当初想定 にない地中 障害物の撤 去作業等に より、工期 を延長する と共に、こ れに伴う経 費の増額変 更を行うも のである。</p>

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
81	25.6.20	仮称リサイクルパークあさお整備事業王禅寺処理センター土壌汚染対策及び地下構造物等解体撤去工事	<p>横浜市中区山下町23番地</p> <p>五洋・重田・浅川共同</p> <p>企業体</p> <p>代表者</p> <p>五洋建設株式会社</p> <p>取締役社長</p> <p>村重 芳雄</p> <p>構成員</p> <p>株式会社 重田組</p> <p>代表取締役</p> <p>重田 洋一</p> <p>構成員</p> <p>浅川建設工業株式会社</p> <p>代表取締役</p> <p>浅川 達也</p>	<p>契約金額</p> <p>667,800,000</p> <p>円</p>	<p>契約金額</p> <p>716,448,600</p> <p>円</p>	26.3.20	<p>処分土量の変更及び平成25年度公共工事設計労務単価に係る特例措置による所定の算出金額に増額変更を行うものである。</p>

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
107	25.10.3	仮称富士 見公園長 方形競技 場北スタ ンド新築 工事	川崎市中原区今井仲町 375番地3 株式会社 興建 代表取締役 小林 政男	契約金額 704,542,650 円	契約金額 715,527,330 円	26.4.30	平成25 年度公共工 事設計労務 単価に係る 特例措置に より、所定 の算出金額 に増額変更 を行うもの である。



### 3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

#### (1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	26. 4. 24	** ** ** *	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料及び明渡し済みに至るまでの使用料相当損害金の支払を求めるもの
2	26. 4. 24	** ** ** ** *	
3	26. 4. 24	* ** ** *	
4	26. 4. 24	** ** ** *	
5	26. 4. 24	* ** ** *	

#### (2) 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	26. 3. 17	** ** ** *	左記の相手方は、554,500円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成26年4月から平成29年3月までの間、毎月15,000円、同年4月は14,500円に分割して支払うこととするもの
2	26. 3. 17	** ** ** *	左記の相手方は、905,300円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成26年5月から平成31年4月までの間は毎月15,000円、同年5月は5,300円に分割して支払うこととするもの
3	26. 3. 17	** ** ** *	左記の相手方は、1,167,200円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成26年4月から平成31年1月までの間は毎月20,000円、同年2月は7,200円に分割して支払うこととするもの

4	26. 3. 17	* **	左記の相手方は、325,400円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成26年5月から平成28年12月までの間は毎月10,000円、平成29年1月は5,400円に分割して支払うこととするもの
5	26. 3. 19	*****	左記の相手方は、951,200円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成26年4月から平成30年2月までの間は毎月20,000円、同年3月は11,200円に分割して支払うこととするもの
6	26. 3. 19	*****	左記の相手方は、154,100円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成26年4月から平成26年10月までの間は毎月20,000円、同年11月は14,100円に分割して支払うこととするもの
7	26. 3. 19	*****	左記の相手方は、611,900円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成26年4月から平成29年7月までの間は毎月15,000円、同年8月は11,900円に分割して支払うこととするもの
8	26. 3. 19	** **	左記の相手方は、1,935,300円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成26年5月から平成30年4月までの間は毎月40,000円、同年5月は15,300円に分割して支払うこととするもの